



「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに
適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（案）」に対する意見
（パブリック・コメント）

2024 年 12 月 25 日

公益社団法人 経済同友会

代表幹事 新浪 剛史

経済安全保障委員会 委員長 柴田 英利

同 委員長 小柴 満信

本年5月に成立した「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(以下、本法)」の施行にあたり、今般、内閣府から「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（案）」（以下、政令案）、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（案）」（以下、運用基準案）が公示された。

本意見は、これら政令案、運用基準案、そして本法全般に関するものであり、本会が本年2月に公表した「セキュリティ・クリアランス法制に関する意見」¹をはじめ、昨年5月以降に公表した提言²・意見³⁴⁵の趣旨を踏まえたものである。

なお、本意見では適性評価を受けて「重要経済安保情報を漏らす恐れがない」と認められ、政府が保有する機微情報にアクセスできる資格を、セキュリティ・クリアランス（以下、SC）」と記載する。

■ 本法や政令案、運用基準案に対する基本的な考え方

本法の施行に向けて、着実に前進していることを歓迎する。安全保障の概念が伝統的な領域から経済・技術の分野に大きく拡大した現在において、「政府が保有する機微情報」の重要性は一層増している。政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報（重要経済安保情報。なお、本意見書では特定秘密保護法による保護対

¹ [セキュリティ・クリアランス法制に関する意見](#)（2024 年 2 月 22 日公表）

² ["Politics meets Technologies."の時代を生き抜く国と企業の戦略](#)（2023 年 5 月 15 日公表）

³ [「経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン」への意見](#)（2023 年 12 月 4 日公表）

⁴ [「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」への意見](#)（2024 年 6 月 27 日公表）

⁵ [「貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令\(案\)等」に対するパブリック・コメント](#)（2024 年 10 月 3 日公表）

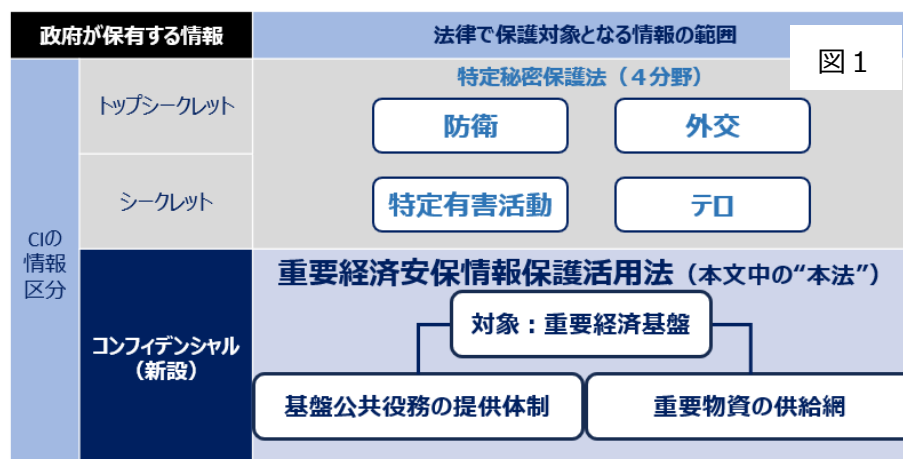
象情報を含めて以下、CI（Classified Information）と記載）の保全体制の強化のみならず、同盟国や同志国との情報共有、官民連携の促進、ひいてはわが国の経済成長や、技術力、インテリジェンスの強化などへの寄与を期待する。同時に、本法の運用にあたっては運用基準案にある基本的な考え方などに沿って、プライバシー及び権利の尊重といった、個人への配慮が適切に行われることが大前提であることは論を俟たない。

一方で、今回示された政令案、運用基準案ではわかりにくいと感じる箇所や必ずしも十分に手当てができていないと思われる項目がある。本意見では、中でも適合事業者としての認定を受ける民間企業の関心が高い以下の5点について言及する。

■ （前段）政府が保有する機微情報の管理保全体制の整理

最初に、政府が保有する機微情報の管理保全体制や保護対象となる情報について整理をした（図1）。

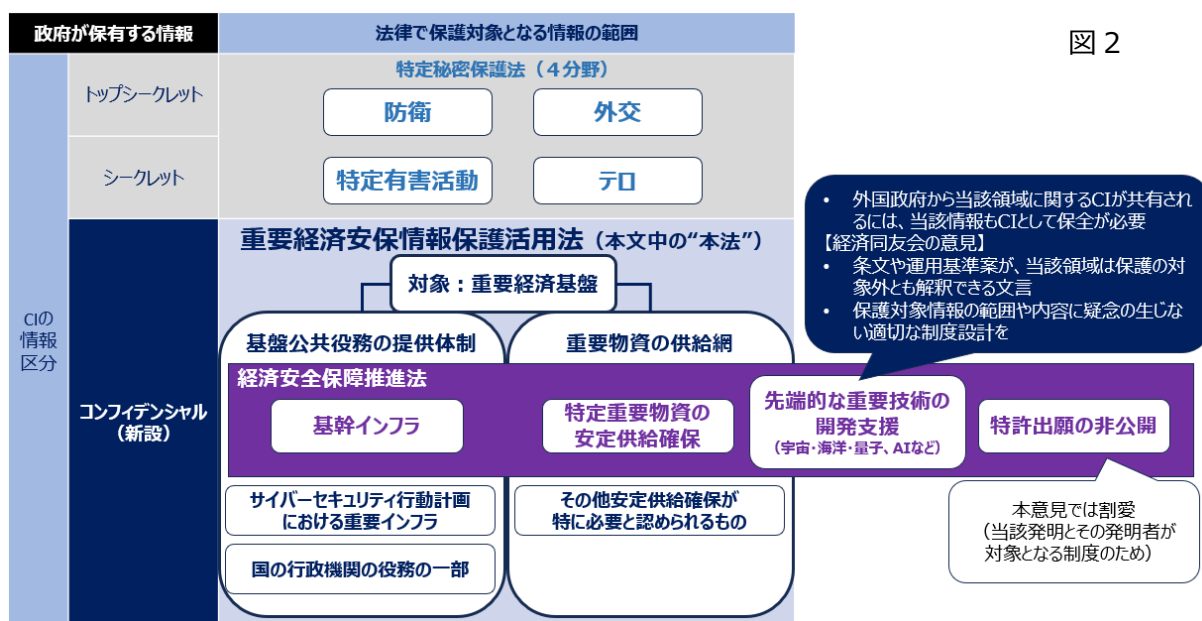
特定秘密保護法はCIの機微度としてはトップシークレット、シークレットに該当するもので、保護対象となるのは政府が保有する「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロリストの防止」の4分野に関する情報である。



一方で、本法は特定秘密保護法よりも機微度が一段低いコンフィデンシャル級に該当する情報であり、保護対象となるのは政府が保有する「重要経済基盤に関する情報」、具体的には「基盤公共役務の提供体制」「重要物資の供給網」とされている（本法第2条第3項、同条第4項）。

① 保護対象となる情報の明確化

運用基準案の中で「基盤公共役務の提供体制」「重要物資の供給網」の例として、経済安全保障推進法（以下、推進法）などの具体例が示されているが、それらを図1に重ねると以下のような理解となる（図2）。



推進法で定める 4 つの制度に照らしてみると、「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ）」「重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（特定重要物資の安定供給確保）」については、政府が保有する機微情報が重要経済基盤保護情報該当性（以下、該当性）を有することは理解できる⁶。一方で、該当性の各項目は、冒頭に「重要経済基盤に関する」との前置きがあるため、例えば推進法の「先端的な重要技術の開発支援に関する制度」で特定重要技術とされている宇宙、海洋、量子、AI など、将来の経済基盤を担いうる最先端技術に関しては、「革新的な技術やそれに係る情報であっても重要経済基盤に関するものでなければ本法の保護対象外」とも解釈できる条文や運用基準案の文言である⁷。

本法によって、諸外国でコンフィデンシャル級として保全されている情報についても政府間で共有が可能になるが、基幹インフラやサプライチェーン強靱化以外にも、機微度が高い先端技術に関する情報も対象となり得るし、そのためにはわが国でも CI として保全する必要があると認識している。

国民生活の基盤維持やサプライチェーン強靱化はもちろん重要だが、経済安全保障の本来の目的は、最先端技術力の向上などによって経済成長を実現することである。また、本法の整備にあたっての政府対応方針⁸にも「諸外国に通用する制度となるよう、

⁶ 該当性、非公知性及び秘匿の必要性の 3 要件を満たすもののみが重要経済安保情報として指定される。

⁷ 特許非公開化制度は、当該発明とその発明者（≠ 政府）が対象となる制度であり、本法との関係性は低いと考え、本意見では割愛する

⁸ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dai6/siryoku1.pdf (令和 6 年 1 月 30 日 第 6 回 経済安全保障推進会議 資料 1)

また、民間事業者の国際的なビジネスの機会の確保・拡充に資する設計・運用をしていく」とある。民間企業にとって、政府から共有される情報自体も有益であるが、国際的なビジネスを展開していく上で SC 制度の導入を求めてきた背景もある。諸外国に通用する制度としなければ、民間企業が SC を取得するインセンティブを減ずる結果となる恐れもある。そのためにも、外国政府との間での機微情報の共有が可能となることを期待すると同時に、保護対象情報の範囲や内容について疑念が生じないように適切な制度設計をする必要がある。

② 適合事業者認定を検討する企業への十分な事前情報の提供

上記①にも関連するが、運用基準案で該当性の詳細が示されているが、いずれも定性的な表現であり、具体的な保護対象情報をイメージしにくい。安全保障に関わる機微な情報が対象となるため、具体例の公開が難しいことは承知しているが、適合事業者認定を受けようとする企業に対しては、SC 取得の可否を判断するために必要かつ十分な情報提供が行われることを期待する⁹。

適合事業者の認定に必要な要件整備は、民間企業にとって人的・金銭的だけでなく、社内体制整備（設備、情報管理制度、教育など）も含めて相当の負荷となる。政府から提供される情報が、本当に有益かつ活用可能な情報なのか不透明なままに要件整備を進めることになれば、結果的に不必要な負担にもなりかねない。適合事業者の認定可否は取締役会での審議が想定されることから、必要かつ十分な情報提供が行われることを期待する。また、中小・スタートアップ企業においてはその負荷が更にかかるため、政府による相談窓口の整備など適切な支援体制の構築を求める。

③ 適合事業者認定に関する詳細な指針やマニュアルの整備（特に FOCI¹⁰について）

上記②でも言及したが、適合事業者認定を受けるためには相当の準備が必要である。また、申請した企業が適合事業者となることを政府・企業の双方が望んでいるからこそその申請であり、不適合は双方ともに避けたい事態である。だからこそ、部分的に不適合な箇所があった場合には、企業が不適合箇所を除去・緩和するための猶予期間が設けられる必要があり、そのために指針やマニュアルを整備すべきである。

適合事業者の認定審査における考慮要素の一つとして「事業者における株主や役員 の状況に照らして、当該事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか（FOCI）」が挙げられている。例えば、米国では、NISPOM¹¹などによって、FOCI に関する質問項目¹²や FOCI 下にあるかどうかの考慮要素、FOCI の緩

⁹ 重要経済安保情報そのものが事前に提供されることはない。

¹⁰ Foreign Ownership, Control or Influence

¹¹ National Industrial Security Program Operating Manual

¹² 契約事業者等に提出が要求されている書類(SF328)で 10 前後の質問項目がある。

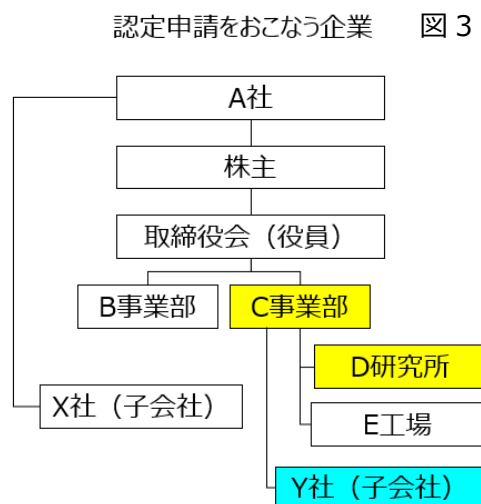
和・無効化措置（FOCI Action Plans）の検討などが細かく規定されている。

上記のように米国で規定されているようなものは、適合事業者と認定した後の措置（認定申請書に記載した情報の変更報告など）と対になる考え方であり、企業にとっての指針にもなる。マニュアルの整備が難しい場合であっても、必要に応じた官民対話など、制度の円滑な運用に必要な官民連携が行われることを望む。

【適合事業者認定の申請事例と想定される負荷】

A社のC事業部のD研究所でCIを取扱う場合を図式化した（図3¹³）。

図3の事例では、CIの取扱いを希望するC事業部の売上の多寡にかかわらず、A社全体として適合事業者に資する体制整備が必要となる。認定申請書の記載項目には、議決権5%以上の直接保有者の情報や役員の国籍・帰化歴などがある。認定後も、これらの項目に変更が生じた際には報告が必要であり、従来以上に注意を払い続ける必要があるため、認定を受けた企業には負荷となる。また、わが国では、総合電機メーカーなどをはじめ、複数の事業ドメインを保有する企業が数多く存在する。加えて、CIに触れる必要がある事業部の売上比率が企業全体の数%程度というケースも想像され、そのような場合、企業にとっての負荷は尚更である。



例1 A社のC事業部のD研究所でCIを取扱う場合

⇒A社が認定申請を実施

⇒A社の株主/役員構成、D研究所の情報取扱
区画の設備などを記載

例2 C事業部に加えてY社でもCIを取扱う場合

⇒A社、Y社が認定申請を実施

※認定後、以下のような事情変更があった際には、担当省庁
への報告と追加審査が必要

- ・B事業部やC事業部のE工場でも情報を取り扱う場合
- ・A社の役員や一定以上の株主構成の変更が生じた場合

④ 諸外国との相互運用に資する制度整備と政府間交渉について（FOCI など）

本法と同様の制度を持つ諸外国とで相互運用を行う上でも、FOCI に関する整備は重要なポイントと考える。適合事業者認定を受ける際、社長や取締役会議長の SC 取得は必須ではないことが示されているが¹⁴、米国では CEO や取締役会議長の SC 取得の必要性が示されている¹⁵。米国と日本では取締役会の構成及び運営が異なるので必ずしも同一である必要はないが、「諸外国に通用する制度となる」ように、FOCI を含めた制度整備と、諸外国との政府間交渉が行われることを切に願う。

¹³ https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/shimon/kaigi_3/shiryuu_2.pdf（第3回重要経済安保情報保護活用諮問会議(令和6年8月29日)資料を参考に作成）

¹⁴ 運用基準案に関する意見募集の関連資料「運用基準の補足として今後定めていくもの」より。

¹⁵ NISPOM の解説ハンドブック中に示されている。

⑤ 特定秘密保護法との“シームレスな”運用について

政府対応方針では「新たな制度（本法）と既存の特定秘密保護法をシームレスに運用していくことが重要」であり、「必要に応じ、特定秘密保護法の運用基準について、次回改訂のタイミングでの見直しも検討していく」とされているが、“シームレス”が何を指しているのかについては、具体的に示されていない。

例えば、それぞれの法律で実施された適性評価結果のポータビリティ性を高めることで、本法での適性評価認定者が特定秘密保護法における適性評価を受ける際にスピーディな対応を可能とすることなどが想定される（逆の場合も同様）。

一方、本法では情報漏洩時の法人への両罰規定があるが、特定秘密保護法では規定がない、という違いがある。技術のデュアルユース化が進み、わが国や周辺の安全保障環境の変化、国内防衛産業のエコシステムの再構築といった観点から、民間企業の防衛産業への参入機会も促進されており、従来は公務員が大多数を占めていた特定秘密保護法による適性評価においても、民間企業従業員の増加が予想される。

このことから、特定秘密保護法においても情報漏洩時の法人への両罰規定の制定を検討するなど、両法律間で矛盾のない運用がなされるべきと考える。

以 上